特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
海老名市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名
神奈川県海老名市長

公表日
令和4年9月20日

［平成30年5月　様式3］

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

(住民情報テーブル)
1、健管番号2、住民番号3、生年月日　4、性別5、氏名　6、氏名カナ　7、続柄1　8、続柄2　9、続柄3
10、続柄4　11、郵便番号　12、郵便局コード　13、住所　14、方書15、世帯番号　16、世帯主名17、電話番号18、電話番号使用フラグ
19、自宅電話番号20、携帯電話番号21、勤務先電話番号22、FAX番号23、E－Mail　24、E－Mail使用フラグ 25、PCE－Mail　26、携帯E－Mail27、連絡先備考　28、検索用_電話番号　29、検索用カナ_姓　30、検索用カナ_名　31、カスタマバーコード　32、住所コード
33、行政区コード　34、地区コード　35、小学校コード　36、中学校コード　37、支所コード38、管轄区域コード 39、削除区分 40、住民区分 41、住民登録区分 42、未登録外字区分 43、異動日　44、異動事由 45、異動届出日 46、住民となった日 47、住民となった事由
48、住民でなくなった日 49、住民でなくなった事由 50、住所を定めた日 51、異動フラグ 52、国保資格区分　53、国保資格証 54、国保記号番号 55、国保資格取得日 56、国保資格取得事由 57、国保資格喪失日 58、国保資格喪失事由　59、国保異動日 60、国保異動事由 61、国保送付先住所使用フラグ 62、国保送付先郵便番号 63、国保送付先住所 64、国保送付先方書　65、国保送付先カスタマバーコード 66、後期記号番号 67、後期資格取得日 68、後期資格取得事由 69、後期資格喪失　70、後期資格喪失事由 71、後期異動日 72、後期異動事由 73、介護認定ランク 74、介護保険認定番号
75、介護保険認定日 76、介護保険認定終了日 77、生保資格区分 78、生保資格取得日 79、生保資格喪失日　80、非課税区分 81、特徴区分 82、対象年 83、市民税額 84、所得税額 85、乳幼児医療資格区分 86、乳幼児医療番号　87、乳幼児医療資格取得日 88、乳幼児医療資格喪失日 89、外国人登録番号 90、外国人国籍番号 91、外国人氏名カナ　92、外国人氏名漢字 93、外国人通称名カナ 94、外国人通称名漢字 95、外国人通称名選択サイン 96、外国人住民となった日　97、外国人居住地登録届出日 98、外国人居住地登録事由 99、外国人居住地移転日 100、外国人消除事由発生日 101、外国人消除事由 102、外国人消除事由日　103、外国人在留区分 104、外国人在留資格 105、外国人在留開始日 106、外国人在留終了日 107、外国人在留許可日　108、異動前カナ 109、異動前氏名 110、異動前住所コード 111、異動前住所 112、異動前郵便番号 113、異動前世帯主カ　114、異動前世帯主名 115、異動先カナ 116、異動先氏 117、異動先住所コード 118、異動先住所 119、異動先郵便番号 120、異動先世帯主カナ　121、異動先世帯主名 122、送付先使用フラグ 123、送付先住所コード 124、送付先郵便番号 125、送付先住所　126、送付先方書 127、送付先地区コード 128、送付先支所コード 129、現住所使用フラグ 130、現住所住所コード　131、現住所郵便番号 132、現住所住所 133、現住所方書
134、現住所地区コード 135、現住所支所コード136、包括支援センター
137、送付物発送停止区分 138、送付停止解除日（国保）139、送付停止解除日（健増）140、送付停止解除日（介護）
141、情報提供不可フラグ142、情報提供不可理由

（予防接種テーブル）
1、健管番号　2、接種コード　3、接種日　4、接種機関コード　5、接種医コード　6、年度　7、性別　8、生年月日　9、受診時年齢数値
10、受診時年齢文字　11、集計用月齢　12、支所コード13、地区コード　14、小学校コード　15、集計用地区コード1　16、集計用地区コード2　17、集計用地区コード3　18、集計計上日　19、集計計上年度　20、請求日　21、自己負担区分(支払用)　22、支払済フラグ
23、支払日　24、新規レコード作成者　25、新規レコード作成日時　26、新規レコード端末　27、新規レコードプログラム　28、最終レコード更新者　29、最終レコード更新日時　30、最終レコード端末　31、最終レコードプログラム　32、地域保健・受診区分　33、計上区分　34、接種区分　35、接種量　36、製造メーカー　37、ロット番号　38、徴収区分　39、行政措置　40、備考　41、接種日不明区分
42、ハイリスク区分　43、三種混合区分　44、ツ反BCG区分　45、OCR登録時連番　46、市外フラグ　47、初診フラグ　48、同時接種フラグ　49、同時接種処理フラグ　50、【マイナンバー】副本対象　51、（海老名）登録日　52、移行フラグ　53、（海老名）移行用集団接種医コード　54、（海老名）集計用年齢(999)　55、（海老名）年齢区分(5歳)　56、（海老名）年齢区分(10歳)　57、会場名　58、接種医
(自由記載)

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞
・個人番号
・宛名番号
・自治体コード
・接種券番号
・属性情報（氏名、生年月日、性別）
・接種状況（実施/未実施）
・接種回（1回目/2回目）
・接種日
・ワクチンメーカー
・ロット番号
・ワクチン種類（※）
・製品名（※）
・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
・証明書ID（※）
・証明書発行年月日（※）

※　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施に伴う事務を行う。 また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1　予防接種記録の管理 2　予防接種記録の照会・提供 3　対象者への予診票の打ち出し・接種勧奨 4　健康被害の給付に関する事務 ≪新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務≫ ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1 接種対象者の抽出 2 接種対象者の宛名情報作成 3 接種結果（予診のみ含む）の登録 4 登録結果による条件抽出 5 接種委託料の管理 6 統計データ・集計表作成 7 システム内宛名管理
③他のシステムとの接続	［○］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［○］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム ［○］宛名システム等　［○］税務システム ［○］その他　（ 中間サーバ　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施
③他のシステムとの接続	［　］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム ［　］宛名システム等　［　］税務システム ［　］その他　（　）

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1　団体内統合宛名管理機能 (1)　団体内統合宛名番号の付番を行う。 (2)　団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 2　宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を統合宛名番号に紐づけて管理する。 3　中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ　　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1　符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と紐づけ、その情報を補完、管理する機能 2　情報照会機能 情報提供ネットワークを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3　情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4　既存システム接続機能 中間サーバ、既存システム、団体内統合宛名システム、既存住基システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5　情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し管理する機能 6　情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持、管理する機能 7　データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報提供、情報照会、符号取得のための情報等について連携するための機能 8　セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9　職員認証、権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能、特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10　システム管理機能 バッチの状況確認、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の解除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム　　）

システム6～10
システム11～15
システム16～20

３．特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
４．個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第１項 別表第一の10の項及び93の2項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年総務省令第５号）第10条及び第67条の2 ≪ワクチン接種記録システム（VRS）≫ ○番号法上第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ○番号法第19条第6号（委託先への提供）
５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2
６．評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課健康推進係、こども育成課こども健康係、地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係
②所属長の役職名	健康推進課長　、　こども育成課長　、　地域包括ケア推進課長
７．他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	

2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		予防接種法に規定する予防接種対象者の数
	その必要性	予防接種法に基づき定期予防接種を行うにあたり、予防接種を受けた本人を管理する必要がある。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	個人番号：対象者を正確に特定するため、また、検診等結果の記録及び台帳管理等をするため保有する。その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を識別するために独自の識別番号（宛名番号）を保有する。 4情報：健康増進法に基づく各事業を行う上で、対象者であることを確認するため保有する。 その他住民関係情報：転出入等の異動データを確認するために保有する。健康・医療関係情報：検診等結果の記録の適正な管理を図るため保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		令和2年10月1日
⑥事務担当部署		保健福祉部健康推進課健康推進係

３．特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 窓口サービス課、市民税課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ ワクチン接種記録システム（VRS） ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。） ）
③使用目的 ※		予防接種記録の管理を行う。未接種者に対する接種勧奨を実施する。
④使用の主体	使用部署	保健福祉部こども育成課こども健康係、健康推進課健康推進係
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1．予防接種の実施に関する事務 ・住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ・住民が接種した予防接種に関する情報から予防接種記録管理業務を行う。 2．健康被害の救済に関する事務 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	氏名、生年月日、性別、住所等複数情報により突合し、本人確認を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和2年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		健康管理システムの開発・保守・運用業務
①委託内容		健康管理システムの開発・保守・運用業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書の中で、再委託しようとする場合は、書面において再委託の理由、再委託先、再委託業務の範囲を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない旨規定している。
	⑥再委託事項	システム改修作業
委託事項2～5		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の2、16の3、15の2項、第19条第15号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2の2及び第59条の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	転出者のうち定期予防接種に関する記録があるもの 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ（新型コロナウイルスワクチン接種）
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ ワクチン接種記録システム（VRS） ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 当市の転入者について、転出元市区町村への接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要となる。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 ク ラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞
・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 　実際に接種をした者に限り、接種履歴の管理を行う。 　保健システムの利用者はIDとパスワードで管理しており、特定の職員や作業従事者のみ照会できる。 ＜保健システムにおける措置＞ ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。 ＜個人情報テーブル＞ ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 　共通基盤システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 また共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 　当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、 　さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の 　入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 　当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 　当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 　接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
1　不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置　医療機関から送付される予診票を受け取る際に、予防接種業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する場合があるため、予診票等を明確に分けるなどの対策を行い、予防接種業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。 2　入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応　予診票の基本情報を予防接種システムと照合することにより個人の特定を行い、本人確認の徹底に努める。 3　入手の際に特定情報が漏えい・紛失するリスクへの措置　予防接種システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。また、予診票は事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管することで、情報漏えい措置を講じている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜保健システムにおける措置＞ ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止し事務の内容によって権限を細かく変更している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜健康管理システムにおける措置＞ ①システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによって不正使用されないための対策を実施している。 ②ログイン認証で使用するICカードについて、職員各自で厳重な管理を徹底する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容		なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で再度カード認証が必要となる仕組みを実装している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。

リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

従業者が事務外で使用するリスク及び、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置
システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定できるよう記録する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>
①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを
ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された
専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、
消去履歴を残す。
②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　[　] 委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	1. 目的外利用の禁止 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3. 特定個人情報の提供の禁止 4. 無断複製・複写の禁止 5. 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う 6. 必要の応じて委託先の視察・監査を行う
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　再委託していない　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている　3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	
その他の措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
1. 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適宜確認する。 2. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために委託作業者の名簿を提出させる。 3. 特定個人情報ファイルの取り扱い記録 契約書等に基づき、委託業者が実施していることを適宜確認する。 委託業者から適宜セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ] 接続しない（入手）　[ ] 接続しない（提供）
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバソフトウェアにおける措置＞ 1. 中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバプラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 3. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 4. 中間サーバと団体については、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより安全性を確保している。 ＜中間サーバの運用における措置＞ 1. 中間サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が発生した場合は、人事情報を適宜反映することで、正確性 を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバプラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ③特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ④中間サーバと団体については、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより安全性を確保している。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が発生した場合は、人事情報を適宜反映することで、正確性を担保している。

7．特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[　特に力を入れて行っている　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]　＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている　3）十分に行っていない
具体的な方法	1. 個人情報を扱う職員（臨時職員、委託職員含む）に対し、初任時及び随時、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>
デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、 第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	海老名市　市長室　文書法制課 〒243－0492　　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046－235－4542（直通）
②請求方法	請求方法海老名市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	海老名市保健福祉部健康推進課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1　　電話　046（235）7880 同上　こども育成課　〒243-0422　神奈川県海老名市中新田377番地　　電話　046（235）7885 同上　地域包括ケア推進課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1　　電話　046（235）4950
②対応方法	電話や窓口において受付を行い、受付帳を作成し、記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月20日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）

2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3．第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	